



2015年5月21日

各 位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス
代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
(コード番号：3250 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年
電話番号 03-4500-4208

取締役に対する株式報酬等の額及び内容改定に関するお知らせ

当社は、2015年5月21日開催の当社取締役会において、2015年6月23日開催予定の第89期定時株主総会に、当社の取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2014年6月24日開催の第88期定時株主総会（以下「昨期株主総会」という）において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。今般、当社は、グループ間のシナジーを發揮し、これまで以上にグループ全体における中長期的な業績向上及び企業価値増大を実現するにあたり、当社子会社（以下「当社対象子会社」という）の貢献意欲を高めることを目的として、昨期株主総会においてご承認をいただきました本制度の一部を見直し、本制度の対象者を、国内に本店が所在し、かつ、対象とする当社子会社の株主総会において取締役に対する本制度に係る株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされることを条件に、それら子会社の代表取締役まで拡大し、本制度において当社の取締役に対する役員報酬及び当社対象子会社の代表取締役に対する役員報酬を一体的に管理するための改定を行いたくご承認をお願いするものであります。

また、個々の取締役に配分される交付株式数算定基礎額が決定される事業年度中に交付株式数の算定を行うこととし、交付株式数算定基礎額を決定する当社取締役会が開催された年の翌年4月の一定の日ではなく、翌年3月末日（同日が営業日でない場合には直前の営業日）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値を用いることと改定することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる当社の取締役の員数は4名であり、2015年6月23日開催予定の第89期定時株主総会に付議予定の「取締役5名選任（重任）の件」が原案どおり可決されますと対象となる当社の取締役の員数は4名となります。

2. 改定後の本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

各対象会社が拠出する取締役報酬額（後述(2)のとおり）を原資として当社が設定した信託により当社株式が取得され、信託期間（2014年7月16日から2019年5月31日までの約5年間とする。以下同じ）中の各事業年度に各対象会社（当社及び当社対象子会社を含む）の取締役会の決議を受けて、役位ごとに定められる一定額に相当する当社株式を当社の取締役及び当社対象子会社の代表取締役（以下併せて「対象取締役」という）に交付するとともに、信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭を対象取締役に給付する株式報酬制度です。なお、昨期株主総会では、当社のみを対象とする制度としてご承認をいただいていたしましたが、当社対象子会社も対象に加えることといたします。

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

当社は、昨期株主総会におけるご承認に基づいて、合計 3.15 億円を上限とする金員を、信託期間中の当社の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす当社の取締役を受益者とする信託を設定しています(以下「本信託」という)が、本制度の対象者に当社対象子会社の代表取締役を追加することに伴い、本信託の内容を変更し、受益者要件を満たす当社対象子会社の代表取締役を受益者に追加することといたします。本信託は、信託管理人の指図に従い、当社によって信託された金員を原資として、当社株式を株式市場から取得していますが、当社対象子会社の代表取締役に対して交付された当社株式に相当する金銭については、当該当社対象子会社から当社に対して、事後的に支払われることとなります。

(3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

2018 年までの毎年 6 月の各対象会社の取締役会において、対象取締役が本信託から交付を受けることができる株式数を算定する基礎となる金額(以下「交付株式数算定基礎額」という)を決議します。なお、当社における交付株式数算定基礎額の上限は、昨期株主総会において 1 年につき 0.8 億円とすることについてご承認いただいております。

毎年 6 月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各対象取締役の配分比率(※)を乗じて各対象取締役に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、個々の対象取締役に配分された交付株式数算定基礎額を、翌年 3 月末日(同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値で除した数値を当該対象取締役に対して交付する株式数とします。なお、本制度により、当社の取締役に交付される株式の合計数の上限は、昨期株主総会において、信託期間を通じて 10,000,000 株とすることについてご承認いただいております。

※各対象取締役の配分比率は、下表に定める各対象取締役の役位ウェイトを全対象取締役の役位ウェイト合計で除することによって算出されます。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	12
その他の取締役	8
使用人兼務取締役	5
対象子会社の代表取締役	7

(4) 対象取締役に対する交付

信託期間中の毎年 4 月に、対象取締役が受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、前述(3)により算定される株数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。また、信託期間終了時に残余株式が生じた場合は、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を受益権割合(※)に従って各対象取締役に給付します。

※受益権割合は、信託期間終了時に在任している対象取締役について、対象会社ごとに、それぞれ前述(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全対象取締役について前述(3)によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出されます。

信託期間の終了前に本信託内の当社株式が全部交付された場合には、それ以降は対象取締役に対して本信託からの当社株式の交付は行われませんが、本信託から対象取締役に交付された当社株式の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、対象会社ごとに、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、対象取締役に金銭報酬を支給することを予定しています。

改定前の本制度の詳細については、2014 年 5 月 22 日付で公表いたしました「信託を用いた役員株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。